

令和7年度松江市建設工事総合評価方式の主な改正点

- (1) 企業の優良工事表彰の加対象期間を5年とする。
- (2) 障がい者の法定雇用率の変更。
対象事業主の範囲の変更。
除外率の引き下げ。
- (3) 健康づくり・健康経営を推進している企業を評価するもの。
次の4つの制度に認定又は登録をしている企業
経済産業省「健康経営優良法人認定制度」
松江市「健康まつえ応援団」
島根県「しまね☆まめなカンパニー」
協会けんぽ「ヘルス・マネジメント認定制度」
いずれかの制度に認定又は登録している場合1.0点を加算するもの。